

令和4年11月 河北町農業委員会総会（第11回）

令和4年11月25日（金曜日）午後4時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（11名）

1 番	高橋 清	委員	2 番	逸見 三和子	委員	3 番	今田 好行	委員
			5 番	岡崎 学	委員	6 番	関 紀子	委員
7 番	堀 和彦	委員	8 番	原田 康雄	委員	9 番	奥山 喜幸	委員
10 番	後藤 慶治	委員	11 番	齋藤 仁	委員	12 番	堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（1名）

4 番 奥山 ちか子 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

中野 薫 農林振興課課長補佐兼農業振興係長

◎ 議事日程

令和4年11月25日（金曜日）午後4時01分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第20号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第21号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議第33号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第34号	農地法第5条の規定による許可申請書について
議第35号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議第36号	非農地証明願について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（奥山）

すみません、宇野局長がちょっと遅れてまいります、時間になりましたので、只今から令和4年11月の河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに、会長あいさつからお願いします。

○ 議長（会長）

皆さん、こんにちは。先だつての県大会大変ご苦労様でした。コロナも落ち着いた中で、の全員参加となりました。その後はコロナが巻き返しているというような形です。コロナに関しては自己責任の中で気をつけていただくほかないと思います。ひとつ身体にだけは気をつけていただくようよろしくお願いします。今回の総会、今現在の委員では最後となり、12月からは新たな委員で河北町農業委員会を盛り上げて頑張ってくださいと思います。今日の日程、4時から総会、終わった後で推進委員がみえられる、と。その後、5時45分頃から今回退任される4名の方の送別会を行ってくれるということです。宇野事務局長が後から遅れてまいるとのことですので、後であいさつしてもらおうと思います。総会については粛々と進めてまいりたいと思います。大変ご苦労様です。

○ 事務局（奥山）

ありがとうございます。それでは、日程第1議事録署名委員の指名から会長より進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名です。7番 堀委員 8番 原田委員、よろしくお願いします。

それでは日程第2議案の審議になります。報第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきますが、座って失礼します。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、になります。

はじめに、申請番号58番 所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、3,057㎡1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続されたものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらったということです。

続きまして、申請番号59番 所在地 谷地字沢畑（サワバタ）●●●●、田、ほか

17筆で計10,109.31㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、母の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことですが、谷地字布田●●●●、●●●●、●●●●、●●●●以外の自作地についてはあっせん希望とのことです。

続きまして、資料2ページ申請番号60番 所在地 西里字大石（オオイシ）●●●●、畑、ほか7筆で計9,883㎡です。所有者の●●●●さんが、●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、●●●●、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、資料3ページ、申請番号61番、所在地 大字溝延字置揚（オキアゲ）●●●●、樹園地、ほか7筆で計11,228㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

続きまして、申請番号62番 所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、ほか8筆で計6,700㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●●●さんが相続されたものです。取得後も、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、資料4ページ、申請番号63番、所在地 西里字根際（ネギワ）●●●●、田、ほか9筆で計17,066㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●●●さんが相続したものです。取得後は自作するほか、中間管理事業を利用するとのことです。

続きまして、申請番号64番、所在地 大字田井字狐原（キツネバラ）●●●●、畑、234㎡1筆です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

続きまして、資料5ページ、申請番号65番、所在地 西里字浦田（ウラタ）●●●●、畑ほか16筆で計15,785㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、資料6ページ、申請番号66番、所在地 谷地荒町東（アラマチヒガシ）二丁目●●●●、畑ほか2筆で計1,644㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作す

るとのことです。

続きまして、申請番号67番、所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田ほか6筆で計7, 523㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後は、この後、議第35号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、売買の予定です。

続きまして、申請番号68番、所在地 大字溝延字柏川尻（カシワカワジリ）●●●●●、畑ほか4筆で計3, 011㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、姉の●●●●さんが相続したものです。取得後は、こちらもこの後、議第35号でご協議いただきますが、売買の予定です。

続きまして、資料7ページ、申請番号69番、所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●●、田ほか3筆で計1, 393㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのこと。

続きまして、資料7ページ及び8ページ、申請番号70番、所在地 谷地字下釜（シタガマ）●●●●●、畑ほか19筆で計16, 000㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、●●●●さんから耕作してもらうとのこと。

続きまして、申請番号71番、所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●●、田ほか1筆で計1, 905㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのこと。

続きまして、申請番号72番、所在地 谷地字沢畑（サワバタ）●●●●●、畑ほか5筆で計2, 351㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのこと。

以上15件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今、事務局から説明がありました案件について皆さんから何かご質問がありましたら、よろしくお願いします。ちなみに、59番で●●●●さんが亡くなったということだけでも、何歳くらいなんだべ。相続が母となっているが。

○ 事務局（奥山）

確か60代だったと思います。お母さんが84歳です。

○ 議長（会長）

間違いないが。

○ 事務局（奥山）

お子さんが先に亡くなってしまったんですね。とりあえず管理はするけども、あっせん希望ということで届け出があったものです。

○ 議長（会長）

わかりました。そのほか何かありませんか。

何も無いようです。ではこのまま取り進めてくださるようお願いします。

ここで、事務局長来たようですので、あいさつをお願いします。

○ 宇野事務局長

遅れて来て大変申し訳ありません。高校生議会がありまして、谷地高校の皆さんへの説明ということで遅れてまいりました。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

それでは次にまいります。報第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明よろしくお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の9ページになります。報第21号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

ここで、資料の訂正をお願いします。申請番号83番貸付人に●●●●遺言者執行者とありますが、遺言の次の者を取って遺言執行者と訂正をお願いします。

申請番号83番及び84番、所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、田、ほか2筆で計6,840㎡です。渡し人の、●●●●遺言執行者●●●●さんと、受け人の（亡）●●●●相続人●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、9月の総会で●●●●さん所有の農地を特定遺贈により●●●●さんへ所有権移転する許可をいただきましたが、賃貸契約が解約されていないものがあったため、この度解約手続きをするものです。

申請番号85番及び86番、所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、1,887㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約になります。こちらはその後、議第35号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、売買のためとのことで

す。

資料10ページ、申請番号87番、所在地 大字溝延字不動木（フドウギ）●●●●●、畑、1，766㎡1筆です。渡し人の、●●●●●さんと、受け人の●●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後、議第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、別の方に貸すためとのことです。

次に申請番号88番、所在地 谷地字嶋（シマ）●●●●●、田、2，846㎡1筆です。渡し人の、●●●●●さんと、受け人の●●●●●さんとの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後、議第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、別の方に貸すためとのことです。

以上6件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今事務局より説明ありました。18条第6項の規定による通知について皆さんから質問あればお受けいたします。ありませんか。何も無いようですのでこのまま取り進めてくださるようお願いします。

続きまして議第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の11ページをご覧ください。議第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号38番、賃借権の設定です。所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●●、田、ほか3筆で計8，281㎡です。渡し人は、●●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、●●●●●さんが農業廃止するためです。

続きまして、申請番号39番、所有権の移転です。所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●●、樹園地、1，361㎡1筆です。渡し人は、●●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

続きまして、申請番号40番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字泊川（トマリガワ）●●●●●、畑、356㎡1筆です。渡し人は、●●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

続きまして、申請番号41番、賃借権の設定です。所在地 谷地字弥勒寺（ミロクジ）●●●●、畑、400㎡1筆です。渡し人は、法定相続人代表●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

資料12ページ、申請番号42番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字不動木（フドウギ）●●●●、畑、1,766㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

続きまして、申請番号43番、谷地字嶋（シマ）●●●●、田、2,846㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

以上6件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今説明のありました3件について、現地確認してと思いますので、報告をお願いします。

○ 齋藤会長代理

谷地字十二堂●●●●と、●●●●、砂田●●●●はきれいに稲刈りされてきました。●●●●が豆作ってて耕耘なっててきれいになってて問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい。次39番。

○ 原田委員

樹園地になってますけども、草です。管理なってません。農地として買うのか財産として買うのかわからないんですけども。●●●●さん大分年なんですけども荒れないように管理してもらえばいいんですが、●●●●さんのほかのところは結構荒れてます。以上です。

○ 議長（会長）

はい。次40番。

○ 後藤委員

40番と42番、一緒にさせてください。40番、●●●●さん、畑わりと一生懸命やってらっしゃる方で。65歳過ぎてて大丈夫なのか、と聞いたんですけども。まあ、

現状見れば大丈夫かな、と思ったところです。この土地は、●●●●さんがやってる所の隣接地ですので、今まで自分がやってた畑と同じようにやってくれるのではないかなと思います。42番不動木、●●●●さんはさくらんぼ専業農家でございます。現状見れば、2町歩くらいのさくらんぼ畑をきちんと管理されてる方なので、1反7畝増えでも十分管理出来ると思います。以上です。

○ 議長（会長）

はい。次41番。

○ 齋藤会長代理

41番、昨日これも確認してきましたけども。大分管理なってない畑でしたけども、●●●●さんが来て草刈りして大分きれいにしたということでしたので、問題ないかと思います。あと、43番これ●●●●さんが作ってたんですけども、春先にトラクターが壊れたということで、依頼して耕耘して代掻きしてもらったんですけども。今年は水張りみたいな感じで終わったので、こないだ●●●●さんに会った時に聞いたら、来年は作付けしないということでしたので、誰か作っていただける人がいれば紹介していただきたいということでした。●●●●さん大分作ってるもんでしたから、なんとや、ということでしたら、●●●●さんが作ることになりましたので、問題ないと思います。

○ 議長（会長）

説明ありがとうございます。只今説明ありました現地確認について、皆さんから何か質問、疑問等ありましたらお受けします。ありませんか。はい、ないと認めます。では、この案件について全て賛成ということで多数決で採択させていただきます。賛成の方挙手をお願いします。はい、全員賛成ということで、ありがとうございました。

はい、次に議第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の13ページをご覧ください。議第34号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

申請番号8番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●●、畑、他1筆で計543㎡になります。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●●さんになります。申請事由につきましては、現在借家住まいしていますが、以前から持家を探しており、住環境が良く妻の実家に近いこと、さらに妻の実家の所有地である当該地に住宅を新築して転入する計画をするものです。皆さんのお手元の資料の18ページ及び19ページに案内図がございます。20ページが字切図で斜線部分が申請地です。21ページに土地利用の計画図がございます。22ページから24ページが建物

の計画図となっております。

申請地は農用地区域外にある第1種農地に当たりますが、他に宅地等も検討したものの、資金面等で折り合わず、妻の実家に近いこともあり、将来お互いに助け合えるということでこの申請地を選定したということです。資料の25ページ及び26ページに選定理由書を添付しています。

資料19ページの住宅地図を見ていただくと、申請地の南北を住宅に挟まれておりまして、集落に接続して設置するもので、農地の位置から見て集団的に存在する農地を蚕食したり、分断したりするおそれがないと認められることから、例外的許可基準を満たしていると思われます。

以上農地法第5条の規定による許可申請1件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

この件に関しても確認してる方。

○ 後藤委員

はい、今日の午前中確認して来ました。関委員と事務局とそれから宅地建物調査士、とで見て来ました。北と南に建物が建っており、町道に水道管入っており、北側に排水路入っております。ここに新しい家が建つことは、私どもも同じ4区ですので最近若い人が次々と新しい家を建てて移住してくれるので大変ありがたく思ってるところです。事務局から説明のあったとおり、農地法上の問題はないのかなと思って確認してまいりました。以上です。

○ 議長（会長）

ちなみに住宅の地図を見ると5角形になってるね。

○ 事務局（奥山）

そうなんです。めずらしいんですが、耐震に優れた家ということでこういう形なんだそうです。

○ 議長（会長）

なんだて近代的な日当たりがいいんだかわかんないんだけども。

○ 後藤委員

新進気鋭の設計士だそうです。何か本間設計事務所でやってきた方だそうです。

○ 議長（会長）

はい、只今の案件について、お諮りいたします。この件に関して皆さんから何か質問

等ありませんか。はい、ないと認めます。賛成の方挙手をお願いします。はい、全員賛成ということで決定しました。

続きまして、議第35号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局よりお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の14ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものになります。資料15ページが総括表ですが、所有権の移転が2件になります。

資料16ページ、所有権の移転です。申請番号202番、所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、1, 887㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当370, 959円、総額700, 000円です。

次に、申請番号203番、所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田ほか11筆で計10, 534㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当、田400, 000円、畑200, 000円で総額3, 934, 800円です。

以上2件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、只今事務局より説明ありました議第35号の集積計画案について、皆さんからご質問あればお受けいたします。ありませんか。無ければこの件に関しては原案のとおり進めてよろしいでしょうか。

—————賛成の声あり—————

○ 後藤委員

ちなみに、この203番、今までも●●●●さんが耕作していた田畑です。そのまま引き継ぎです。あと住宅も、ハクビシンが住み着いてんじゃないかというものも一緒に全て購入したようです。

○ 議長（会長）

ああ、んだとこっちさある財産全て処分したと。

○ 後藤委員

はい、●●●●さんの方で。●●●●さんが本家になるんだそうで、所謂分家の財産を全て引き受けたと。

○ 議長（会長）

この●●●●さんという人は相続を受けたけども向こうに住んでるということか。

○ 後藤委員

はい。

○ 議長（会長）

このような形で引き受けられたということで大変良かったなと思います。はい、何も無ければこの件についてはこのままで、ということです。

続きまして、議第36号 非農地証明願について、事務局よりお願いします。

○ 事務局（奥山）

資料の17ページをご覧ください。議第36号 非農地証明願についてです。申請番号3番、所在地 谷地字所岡二丁目（トコロオカニチョウメ）●●●●、田、447㎡1筆です。申請事由につきましては、平成元年5月19日に申請者が転用許可を受けておりましたが、住宅を建設できなくなり、現在の賃借人が事業所を建設して地目の変更をしないまま現在に至っております。

資料の27ページが案内図です。28ページが字切図になります。次の29ページに、現況写真がございます。

この度、賃借人と賃貸借契約を解除することになりましたが、地目を宅地に変更しようとしたが、許可証を紛失しており、期間も30年以上前になるため、非農地証明願により手続きをしようとするものです。

以上1件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、只今事務局より説明ありました。現地確認した人報告願います。

○ 原田委員

はい、現地確認してきました。全部周りが住宅地で、建物の後ろに少し地面残ってますが、ここだけ残しても誰も入れないし耕作できないと思いますので、全部宅地ということでいいと思います。

○ 議長（会長）

何か質問等ありませんか。ありませんか。なければ非農地証明願いについてはこのように取り進めていただきます。

以上で総会の方の日程は全て終了しました。

午後 4 時 3 8 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
